

雇用環境整備／適正事業者認定（公開版）



適 正 事 業 者 番 号	No. 10-B-2030072104 (第Ⅱ種：障害者雇用)
事 業 者 名	社会福祉法人 西九福祉会
所 在 地	佐賀県佐賀市大和町大字久留間 3032
電 話 番 号/FAX番号	0952-51-2718 / 0952-51-2841
ホーメページアドレス	現在作成中
代表メールアドレス	nisikyu-fuku@festa.ocn.ne.jp
雇用環境整備問合せ窓口	事務局 前嶋登頼
認定年月日/認定有効期限	認定 2021年7月1日 / 認定有効期限 2028年3月31日

<input checked="" type="checkbox"/> 法人格を有する組織で法務省または法務局への法人登記がなされている企業・団体等
<input checked="" type="checkbox"/> 設立から満12ヶ月を経過している
<input checked="" type="checkbox"/> 直近3年間、労働基準法・職業安定法等の法令に重大な違反をしていない
<input checked="" type="checkbox"/> 役員を除く雇用労働者が1名以上いる組織。なお、雇用労働者とは賃金を支払い職務に従事させている者を指し、正規雇用以外に派遣社員・パート・アルバイト等も含む
<input checked="" type="checkbox"/> 育児者・障害者・エイジレスの雇用環境整備の推進に関して本機構事業に賛同し、当該対象者の雇用実施実績又は実現を目指し、将来にわたり雇用環境整備の推進・継続の意思を有している
<input checked="" type="checkbox"/> 今回申請する認定種目に対応できる雇用環境整備士資格者が、社員100人に1人以上の割合で社内に設置されている（労働者派遣事業を営む事業所に限り、派遣しているスタッフ5名を社員1名と計算可）
設置されている第Ⅱ種の雇用環境整備士名を列挙（認定時点） 前嶋登頼（第Ⅱ種） 成田湧介（第Ⅱ種）

【調査項目（第Ⅱ種：障害者雇用）】

産業分類（業種）	障害福祉サービス (医療・福祉)		
事業内容	就労継続支援A型事業 就労継続支援B型事業 共同生活援助／福祉ホーム 地域共生ステーション		
事業所における従業員数(役員を除く)	82名		
総事業所における従業員数(役員を除く)	82名		
従業員数			
3年6月現在	合計	男性	女性
全従業員	82	47	35
内訳			
正社員	69	45	24
パート・アルバイト	13	2	11
契約社員	0	0	0
派遣社員	0	0	0
従業員平均年齢	46歳		
加入保険	・雇用／労働保険 ・社会福祉施設総合損害補償 ・役員賠償責任保険 ・社会保険 ・社会福祉施設従事者相互保険 ・その他（火災保険等）		
雇用環境整備士の設置状況	第I種資格者（0）名、 第II種資格者（2）名、 第III種資格者（0）名		

【障害者の雇用環境整備への取り組み全般について】

1. 取り組み、活動にいたる経緯・課題・目標

① 経緯

「健障合作」（障がい者と共同での物作り）を理念に障がい者の就労を支援する施設を目指す。障害のある方の就労をサポートする上で、（働きやすい環境づくりをしたい）利用者のニーズにあった合理的配慮が必要で、適切な対応を考える際に活用したい。

② 課題

障害のある方の特性に合った作業指導、生活支援、教育、育成
安定した職場定着（安全な作業の継続と安心して働く環境維持）

③ 目標

就労継続支援B型による、自立に向けた訓練をかさねて就労継続支援A型事業所を目指し、最終的には一般就労に結びつくよう支援体制を整備し、障害者雇用施策の充実強化
「自立」と「自活」働く人を育てる、地域で安心して暮らすことを目指している。

2. 具体的な取り組み、仕組みや工夫について

- ・毎月、支援員会議や各部署による会議を行い、現在状況の把握や改善状況の提案を図る。
- ・個別にヒヤリングを行い、モニタリング、アセスメントを行い、個々のニーズにあわせた個別支援計画の作成を実施。支援計画に沿って短期目標や長期目標に取り組んでいる。
- ・環境整備として、職員（支援員）の資質の向上や利用者のQOLの拡大に努める。
- ・勤務時間内においても、体調不良等で本人の状況次第で休憩や早退を認めた。
- ・変形労働時間を導入して、1日の就業時間を延ばし、その分1ヶ月の休日（公休）数を増やした。

3. 取り組み、活動により得られた成果（どのような変化に結びつき、効果をあげたか）

- ・個々の適性や人間関係に合わせた配置
- ・安全確保…ライン作業による危機管理（音やパトランプ等で危険・警告音を発する）
- ・次の作業工程を目視で確認できるように、ホワイトボードやマグネットを活用
- ・労働条件の見直しにより、出勤率が高くなり、欠勤や遅刻、早退が減った。

4. 今後の計画（取り組みの予定を可能な範囲で）

- ・年齢や障害の有無に関係なく誰もが作業に取り組みやすくするために、機械の整備や環境の整備を整える。
- ・職員（支援員）に障害ある方への理解を深めるための研修を実施
- ・PDCAサイクルにより、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく、計画的な目標を数値化して、定期的に評価して分析する。

【雇用環境整備士・認定制度関連】

・第Ⅱ種整備士の活動状況
・労働条件の見直しや、環境整備を整え、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できるよう働き方改革の改善にも取り組んでいる。
・雇用環境整備士単位取得制度を活用している第Ⅱ種整備士の有無
有（最多単位取得者　　単位）　・ <input checked="" type="radio"/> 無
・雇用環境整備士は社内でどのような評価をされているか
雇用環境を整備する専門職として、組織（運営全体）を管理している。
・雇用環境整備士以外の専門家の設置状況
・社会福祉士・障害者職業生活相談員・サービス管理責任者・クリーニング師・防火管理者 ・障がい者スポーツ指導員
・雇用環境整備適正事業者認定を受けている企業と取引があるか
ある　・ <input checked="" type="radio"/> ない
・雇用環境整備適正事業者認定を受けている企業と取引が発生した場合に考えている事項はあるか
なし
・第Ⅱ種適正事業者認定を取得している派遣会社から人を採用しているか
雇っている（　　）名　・ <input checked="" type="radio"/> 雇っていない
・第Ⅱ種適正事業者認定を取得している人材紹介会社から人を採用しているか
採用している（　　）名　・ <input checked="" type="radio"/> いない
・障害者を受け入れる際に、第Ⅱ種適正事業者認定を取得している「派遣会社又は人材紹介会社」を優先して依頼・活用していきたい、という障害者雇用の意思はあるか
<input checked="" type="radio"/> ある　・　ない

【企業方針・社内環境】

・障害者雇用優良事業所、障害者雇用促進企業等の認定を受けているか
取得済み（　　年　　月）　・ <input checked="" type="radio"/> 取得していない　・　申請中
・その他、障害者に向けた認定申請又は認定取得実績はあるか（具体的に）
・（佐賀県指定）就労継続支援B型事業所・就労継続支援A型事業所
・事業者として障害者の採用においての知識又は制度としてどのようなものがあるか
・障害者雇用（特開金制度、トライアル雇用）・その他／労働関係法令に関する制度
・障害者を採用するにあたって雇用環境整備されている特記事項（採否基準等）
・履歴書、職務経歴書での既往歴を確認後、面接時の聞き取りにおいて状況確認している。 →面接後、評価を行い、専門職員を交えたうえでの会議で採否を決定している。

・障害者を採用した後に雇用環境整備されている特記事項（配属考慮や環境考慮の対策等）
・定期的な個人面談（家族との面談有）
・部署ごとに毎月1回の会議を実施
・障害者雇用の実績 / 障害のある従業員数（現時点） / 障害者雇用率（現時点）（*非公開可）
雇用実績（82）人 / 障害者従業員数（44）人 / 障害者雇用率（53.6）%
・障害のある従業員の正社員/契約社員/派遣社員/アルバイト・パートの比率（*非公開可）
正社員（100）% / 契約社員（0）% / 派遣社員（0）% / アルバイト・パート（0）%
・障害のある従業員の障害状況区分比率（*非公開可）
身体障害（2.2）% / 精神障害（2.2）% / 知的障害（95.6）% / その他（0）%
・「障害者雇用実績がない」又は「法定雇用率を満たしていない」場合、障害者の採用活動または障害者雇用促進のための取組み状況について
・法定雇用率は満たしている。
・障害のある従業員の管理職の数。全社員での割合/障害のある社員における割合（*非公開可）
0名 全社員での割合：比率 % ／ 障害者社員における割合：比率 % (年 月現在)
・障害者の公私にわたっての相談窓口となる部署があるか、または整備士以外にキーパーソンはいるか。
（有）（部署名：生活支援員・サビ管）・無 / キーパーソンは（いる）・いない
・相談窓口は外部への漏えいがない設備完備又は場所であるか
（ある）・ない
・5人以上の障害がある従業員が働いている場合、障害者職業生活相談員を置いているか
（いる）・いない
・障害のある従業員に対し、個々の状況に合わせた配慮を行っているか
・特性に合った作業内容を提示している。
・障害のある従業員を採用するために雇用環境整備されている特記事項（施設、ツールなど）
・作業能力に応じた配置（業務内容の確保）
・障害者雇用に関する助成金、調整金等の受給実績はあるか（ある場合は具体的に）（*非公開可）
・特開金制度、トライアル雇用助成金、障害者雇用報奨金
・本認定取得後3年間の障害者に向けた雇用環境整備の行動計画
・A型／障害者の雇用定着支援・B型／工賃向上計画に基づく支援（各個別支援計画参照）

【社内での取り組み】

- ・ダイバーシティ推進の取組の中に障害者雇用が含まれられているか。
 - 含んでいる
 - 含んでいない
- ・障害者に対する上司の理解と知識を向上するために、どのような取り組みをしているか
 - ・定期的な研修（現場との会議）
 - ・モニタリング、アセスメント評価の実施
 - ・個別面談
- ・障害者を雇用するにあたっての講習会・セミナーを、積極的に採用担当者や管理職社員に受講させているか
 - 受講させている
 - 受講させていない
- ・障害者以外の社員に対する、障害に関する知識習得のための教育体制やセミナー等の実施状況
 - ・内部研修及び外部研修の参加
- ・障害のある従業員の悩み事に対応できる雇用環境整備士以外の専門スタッフを設置しているか
 - 産業保健スタッフ
 - 相談員
 - ジョブコーチ
 - その他（ ）
 - 置いていない

【障害者への対応】

- ・障害者に不利益な取り扱いはないか。また不利益が発生しないようにどのように努めているか。
 - ・なし
- ・障害者労使について過去にあった特筆すべき事例（*非公開可）
 - ・なし
- ・障害者の通勤への特別な配慮はあるか（車通勤許可や迂回ルート利用許可など）（具体的に）
 - ・マイクロバス2台にて最寄り駅までの無料送迎（自家用車、バイク通勤可）各通勤手当支給
- ・障害者の業務についての配慮はあるか？（仕事の種類、業務量、期限など）（具体的に）
 - ・適材適所による（特性に合った）作業提供
- ・部署配属先の配慮はあるか（ある場合は具体的に。残業の少ない部署への異動を認める等）
 - ・本人の希望をもとに決定
- ・障害者の転勤・出向・派遣先企業への対応はどうしているか
 - ・該当なし
- ・障害者に自宅での勤務対応を認めているか（ある場合は具体的に）
 - ・自宅可能な業務がない。
- ・障害者の残業への特別な配慮はあるか
 - ある
 - ない

・障害者の欠勤への特別な配慮はあるか
ある • ない
・障害者の始業・終業時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度はあるか（時短制度）
ある • ない
・フレックスタイム制度は導入されているか
いる • いない
・障害者に所定労働時間を超えて労働させない制度や取り決めはあるか、また社規等に定めているか。
ある • ない / 社規等で定めている • 定めてはいない
・勤怠労務関連に関わらず、障害者への配慮・定着のための取組みを講じているか
講じている • 講じていない
・障害のある従業員の平均勤続年数（*非公開可）
・11年
・障害者解雇の実績（ある場合はどのような背景でどのような経緯で解雇したか）（*非公開可）
・なし
・障害のある従業員の職業能力の開発及び向上のために情報提供を行っていることがあるか
・研修や会議等で情報共有化を図っている。
・社内でメンタルヘルス対策の整備はされているか（ある場合は具体的に。産業医の設置状況等）
・毎朝の検温以外に（定期健康診断、ストレスチェック、個人面談）にて様子観察。
・障害のある従業員と定期的なヒヤリングをしているか（している場合は月間回数など具体的に）
・定期的な声掛けを実施
・障害のある従業員の通院のために通院のための休暇等の制度があるか（あるいは通院のための特別措置を取っている場合は詳しく）
行っている • 行っていない
・メンタルヘルスにより休職した社員のための復職復帰プログラムがあるか
している • していない
・メンタルヘルスによる休職から職場復帰する際に業務内容や業務体制の見直しを行っているか
行っている • 行っていない

【身体障害者を雇用している又は雇用する予定の場合】

- ・事業所には車いす用のトイレが設置されているか

設置されている • 設置されていない • 障害者雇用の際には設置する予定

- ・下肢障害のある従業員のために設備の改修を行った実績はあるか。ある場合は詳しく。

ある • ない • 障害者雇用の際には以下を設置する予定

- ・身体障害者が業務のパフォーマンスを上げるためにツール使用を認めているか (ある場合は具体的に)

認めている • 認めていない • 障害者雇用の際には以下のツール使用を検討している

【知的障害者を雇用している又は雇用する予定の場合】

- ・知的障害者がわかりやすいように作業スケジュールの掲示を行っているか

行っている • 行っていない

- ・知的障害者がわかりやすいように作業の指示を行っているか

行っている • 行っていない

- ・知的障害者の指導に関し、専任の指導者を置いているか

置いている • 置いていない

- ・管理職は人間関係の処理が苦手な知的障害者への配慮や調整をしているか

している • していない

【精神障害者を雇用している又は雇用する予定の場合】

- ・日々の勤務態度や勤怠状況の変化を把握するために仕組み等を持っているか

持っている • 持っていない

- ・職場内で怒号が飛び交うことがないような穏やかな環境が整っているか

整っている • 整っていない

- ・精神障害者に対し、毎日声掛けを行っているか

行っている • 行っていない

- ・管理職は精神障害者が疲れた様子のときは休ませるなどの対応をしているか

している • していない

【発達障害者を雇用している又は雇用する予定の場合】

- ・日々の勤務態度や勤怠状況の変化を把握するために仕組み等を持っているか
 - (持っている) • 持っていない
- ・口頭での指示の聞き取りが弱い発達障害者に対して、文書による指示などの対応を行っているか
 - (行っている) • 行っていない
- ・業務マニュアルを用意しているか
 - (している) • していない • 障害者雇用の際には用意する予定
- ・感覚過敏のある発達障害者への対応を行っているか（行っている場合は具体的に）
 - 行っている • (行っていない) • 障害者雇用の際には以下の対応を検討している

【聴覚・視覚障害者を雇用している又は雇用する予定の場合】工場内ライン作業で雇用対象外

- ・聴覚・視覚障害者と意思伝達の方法や合図を取り決めているか（手話、メール、肩をたたく等）
 - 決めている • 決めていない
- ・補聴器を着用している聴覚障害者のために静かな座席を用意しているか
 - している • していない • 障害者雇用の際には用意する予定
- ・視覚障害者がオフィス内を安全に歩けるように、床に障害物を置かないなどの対応をしているか
 - している • していない • 障害者雇用の際には徹底する予定
- ・視覚障害者が外出や事業所内の移動をする際に他の社員がガイドを行う体制ができているか
 - できている • できていない • 障害者雇用の際には用意する予定

雇用環境整備/適正事業者認定（公開版）の取り扱いについて

1. 本制度は、本機構の定める「雇用環境整備/適正事業者認定制度要綱」に基づき公開並びに運営されているものです。
2. 本機構が障害者雇用の推進並びに適正な雇用環境整備と判断した調査項目を公開する（非公開事項を除き原則原文まま）。閲覧者又は育児・障害・エイジレス雇用のための環境整備のための参考にしていただければと思います。
3. 本申請者より申請があり、審査の結果、育児・障害・エイジレス雇用（申請科目により異なる）の促進を目指して、適正な雇用環境の整備がなされている又はその実現に努めていると判断された事業者を認定したものです。適正事業者とは関係法令に準じての適正值を保証するものではなく、雇用環境整備の推進・維持と本機構事業への賛同の意思を有し、本機構の求める雇用環境整備への前向きな取り組みや活動を行っていると考えられ、本機構が広く周知したいと判断した事象・事項・内容等を有する事業者を指します。よって本認定の取得があったからといって認定者が関係法令等に違反のない組織又は違反を行わない組織、及び法律に則った適正な運営を行っているか否かを本機構が保証するものではありません。認定者と第三者の間で生じた問題事項に関して、本機構は両者に対し一切の責任は負わないものとします。
4. 本制度でいう「育児者」とは満12歳未満の子を持つ者をいう、「障害者」とは身体または精神に障害を持つ者をいう、「エイジレス」とは満35歳以上の全ての者を指す。
5. 本書は認定事業者の許可・承諾を得て公開しております。育児・障害・エイジレス雇用（申請科目により異なる）の取組みをしている企業・団体を探し就職活動をされている育児・障害・エイジレスのために、企業選択及び就業の参考になるよう公開することを目的とします。
6. ここに記載される内容と実情が異なっていることが発覚した場合は、認定は取り消され、本機構はその旨の公開をすることとします。
7. 本書に関する直接的な具体のお問い合わせは認定者の「雇用環境整備担当窓口（P1参照）」へお問い合わせください。本制度に関するお問い合わせは下記「本機構」までお問い合わせください。

お問い合わせ先

一般社団法人日本雇用環境整備機構 TEL 03-3379-5597

〒160-0023 東京都新宿区西新宿5-8-1 第一ともえビル8F （オフィスタ内）

*本書類一式に記載されたすべての事項は本機構並びに申請者の許可なく無断転載・無断掲載をお断りします。